

令和7年度第3回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和8年3月19日（木）11:00 ～ 11:29 （29分）

2 会 場：秘書課研修室（本館7階）

3 出席者：

農林水産省	川 本 登	大臣官房秘書課長
同	上 杉 和 貴	大臣官房地方課長
同	清 水 治 弥	大臣官房環境バイオマス政策課 持続的食料システム調整官
同	坂 内 啓 二	大臣官房統計部管理課長
同	望 月 光 顕	消費・安全局総務課長
同	三 嶋 英 一	輸出・国際局総務課長
同	武 田 裕 紀	農産局総務課長
同	福 島 央	農村振興局総務課長
同	水 野 秀 信	水産庁漁政課長
同	浪 岡 耕 一	大臣官房秘書課人事調査官
同	渡 邊 桃 代	大臣官房秘書課調査官
全農林労働組合中央本部	関 真 寿	書記長
同	神 崎 信 夫	組織教宣部長
同	西 山 幸 宏	調査交渉部長（非現業担当）
同	千 葉 信 弘	調査交渉部長（独法担当）

（渡邊秘書課調査官）

ただいまから、令和7年度第3回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、川本秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（川本秘書課長）

本年1月27日に第2回労使間意見交換会を開催し、令和8年度農林水産予算概算決定、組織・定員を議題として意見交換を行ったが、その際の職員団体の皆さんの御要望も踏まえ、4月以降の業務運営上の諸課題等を議題として意見交換したいと考えている。

限られた時間ではあるが、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

（渡邊秘書課調査官）

それでは、意見交換を始めるに当たり、出席者を紹介する。当局側として、川本秘書課長、上杉地方課長、清水環境バイオマス政策課持続的食料システム調整官、坂内統計部管理課長、望月消費・安全局総務課長、三嶋輸出・国際局総務課長、武田農産局総務課長、福島農村振興局総務課長、水野水産庁漁政課長、浪岡秘書課人事調査官、それに秘書課調査官の渡邊である。

職員団体側として、関書記長、神崎組織教宣部長、西山調査交渉部長（非現業担当）、千葉調査交渉部長（独法担当）である。

（関書記長）

今ほど、2026年度予算概算、組織・定員を踏まえた4月以降の業務運営に関する課題・問題点に対する当局見解、及び地方組織における業務の見直しが示されたところである。

前回の労使間意見交換会でも申し上げたように、新たな基本計画を踏まえた農林水産業をめぐる諸課題に的確に対応するためには、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となる。

そのため、私たちは、第2回労使間意見交換会での論議を踏まえ、4月以降の業務運営に関する課題等について意見集約を行ったところ、短期間の取組ではあったが数多くの意見が報告されたところである。

とりわけ、業務量が増加するなか、物価高や非常勤の人件費の上昇により、業務経費、庁費などが不足し、業務の推進にも支障をきたしている。また、旅費についても、業務量の増加等に伴い不足していることから円滑な業務遂行に影響を及ぼしているとの意見があることから、現場からの要望を踏まえた十分な予算配分が必要である。

また、人員不足が解消されておらず、実効ある業務の見直し、効率化を求める。

こうした業務運営上の課題が山積するなか、農政を取り巻く環境も大きく変化している。現在、令和の米騒動に端を発し、令和9年度以降の米政策の見直しに向けて検討を進めているが、現場の意見を反映するとともに丁寧な説明と対応を求める。

それでは、示された内容について、担当より何点か伺う。

（西山調査交渉部長）

はじめに、地方農政局等、県域・地域拠点について伺う。

2026年度の当初予算について、業務量の増加や物価が高騰していることから、業務遂行に必要な超過勤務手当、旅費、庁費等の予算を配分すること。

（上杉地方課長）

超過勤務手当予算については、過去の決算状況等を踏まえ、業務遂行に必要な予算を計上したところであり、業務に支障が生じないよう各官署からの要望を踏まえながら予算を配分してまいりたい。

旅費・庁費等の予算については、必要額を計上したところであり、業務に支障が生じないよう各官署からの要望を踏まえながら予算を配分してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

新たな基本計画の下、新規事業や既存業務が増加するが、人員は削減されていることから、業務量に見合った人員を配置すること。

（川本秘書課長）

人員の配置については、各職場の業務量や課題等を的確に把握するとともに、職員の希望調書による意向も踏まえつつ、組織全体のバランス等を総合的に勘案し、適切に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

県域・地域拠点では、フルタイム再任用を希望しても短時間再任用となっていることから、本人の希望どおりの再任用となるよう定数を確保しフルタイム再任用を配置すること。

(川本秘書課長)

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に活かせるよう、各部局の欠員状況を踏まえつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

統計業務についてである。

統計業務の継続・継承のため、統計部門への若手職員を確保すること。

(坂内統計部管理課長)

地方統計組織の人員確保を補完するため、本省統計部において、若手職員の人事交流や、将来的に農政局統計部で勤務することを前提とした若手職員の採用を行っているところであり、今後ともこれら取組を推進してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

統計の精度を維持できる人員を確保するとともに、精度維持に向けた十分な検討を行うこと。

(坂内統計部管理課長)

正確な統計データを持続的に作成するため、人工衛星データや AI、行政記録情報の活用といった新たな手法・技術の導入により、人手に頼らない統計調査への見直しを継続的に進め、人員の減少に対応した業務量の一層の縮減を図ってまいりたい。

また、こうした調査の見直しに当たっては、調査手法の透明性や効率性、調査結果の精度の検証に十分な検討を要することから、試行調査の実施や調査精度の向上に向けた研究・実証に取り組むこととしており、こうした取組を通じて精度の保たれた統計データを持続的に提供してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

主要食糧に関する業務について、政府所有米穀の販売等業務における保管業者に対する確認業務の負担軽減を図ること。

(武田農産局総務課長)

確認業務の効率化については、昨年3月(6農産第4959号-1)の課長通知で周知した、「政府所有米穀の販売等業務における業務実施者に対する実地調査等の参考手引き」の一部改正における、第2の2(1)第三者機関が行う確認業務に対する妥当性評価の対象を、「1割以上」から「5%以上」に改正し、業務の負担軽減を図ったところであるが、確認業務実施開始後5年経過することから、今後、評価方法や確認内容を見直すことにより、更に負担軽減を図ることができないか検討してまいりたい。

今後は備蓄米の運用見直しの検討状況等も踏まえた上で、引き続き業務の負担軽減を検討してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

花きの生産等に関する実態調査業務について、実態調査業務全体の業務量の軽減を図ることとしているが、業務負荷の大きい園芸特産課業務の改善に十分寄与しておらず、実態に即した見直しを行うこと。

（武田農産局総務課長）

花きの生産等に関する実態調査について、令和7年度は対面による調査としていたが、令和8年度については、ウェブ会議とアンケート送付による調査を基本としつつ、必要に応じて現地調査を行い職員のスキルアップにつなげるなど業務の質は担保した上で、各農政局の業務量の削減に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

食糧法改正にあたり、米の流通実態把握に係る届出制度を見直す場合には、現場の混乱を避けるため早期に周知を行い、必要な体制を確立すること。

（武田農産局総務課長）

食糧法改正については現段階で検討中であるが、米の需給見通しの精度向上と市場動向の密な情報発信に向けた情報把握の強化のため、新たな報告等のとりまとめや円滑な流通に向けた関係業界等との調整を行う「米流通対策官」を農産局穀物課に設置し、地方農政局等においても「米流通調査係」を配置するところである。

今後、改正内容がまとまり次第、速やかに周知できるよう努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

経営所得安定対策等業務が年々複雑化し、確認作業が増加していることから、業務の効率化を図るとともに、業務に必要な人員を配置すること。

（武田農産局総務課長）

経営所得安定対策等業務については、これまでも全国の地域拠点職員が参加し定期的に開催している業務の効率化に向けたWT等における意見及び各地方農政局等から集約した業務の効率化に係る意見等を踏まえ、業務内容や確認方法の見直し等、業務の効率化を図ってきたところであり、引き続き、業務の効率化・標準化に向けて十分に検討してまいりたい。

また、水活関係業務においても、これまで取組計画を届出制にするなど、業務の効率化を図っていたところであり、引き続き、地方農政局からの意見も踏まえつつ、可能な限り業務の簡素化を図ってまいりたい。

このほか、業務に必要な人員については、現場業務の状況を踏まえて、非常勤職員の雇用や再任用職員の配置も含め、引き続き業務量に見合う人員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

経営所得安定対策等業務について、県域・地域拠点の業務に必要な非常勤予算を確保す

ること。

（武田農産局総務課長）

経営所得安定対策等に係る業務遂行に必要な庁費等を含む令和8年度予算については、対前年同の11.5億円となり、必要な額を計上したところである。引き続き、非常勤職員の雇用経費等、業務遂行に必要な予算を計上してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

農林水産物・食品に係る輸出証明書の発行業務について、証明書発行業務に必要な人員を確保すること。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

地方農政局等における輸出証明書の審査・発給体制の強化を図るため、令和8年度予算ではこれまでと同様に非常勤職員の配置のための事務費を計上している。また、証明書発行事務の負担軽減を図るため、輸出先国・地域と電子媒体による発行が可能となるよう協議を進め、これまでに台湾向け貝類やベトナム向け水産食品の衛生証明書等について電子媒体により発行されているところであり、今後も電子媒体による証明書の発行拡大による負担軽減と、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

農林水産物・食品の輸出促進に係る業務について、農林水産物・食品の輸出を拡大していることから、全ての県域・地域拠点に必要な人員を配置し、体制整備を図ること。

（三嶋輸出・国際局総務課長）

農林水産物・食品の輸出拡大に向けては、輸出事業者の掘り起こしや輸出支援を行うGFP等を通じた個別事業者等の輸出が軌道に乗るための支援、輸出産地形成・育成に係る支援、事業者等からの輸出相談窓口対応業務を行うこととしており、円滑な業務運営となるよう関係部局と連携し、必要な人員配置や体制整備に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

クロスコンプライアンスに係る業務について、十分な人員配置となっていないことから、クロスコンプライアンスの試行的実施数は職員負担に配慮し慎重に検討すること。

（清水環境バイオマス政策課持続的食料システム調整官）

試行的実施数については、年間最大100件を目標とするとしており、本省が各地域でのアポ状況等を確認し、現場の意見を踏まえて、随時依頼してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に、国営土地改良事業所等についてである。

予算の確保にあたっては、補正予算ではなく当初予算で確保すること。また、事業に必要な予算は確実に配分すること。

（福島農村振興局総務課長）

令和8年度予算については、農業の構造転換に必要な予算を含め、農業の持続的な発展を図るための農地、農業水利施設の整備等に必要な額を計上しており、現下の情勢に鑑みて令和7年度補正予算において措置したものと合わせて効果的な施策の推進を図っているところである。

（西山調査交渉部長）

予算・業務量の増加に対して人員が不足していることから、欠員を補充するとともに、業務に必要な実員を配置すること。

（福島農村振興局総務課長）

事業所等の人員については、各地方農政局の実員の実情及び事業所の業務量等を勘案の上、必要な人員を配置しているところである。

加えて、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における業務の遂行に支障が生じないように、人材の確保及び適切な人員配置に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

業務集約に伴う定員ミスマッチや業務量増大を招かぬよう、適切な業務運営を行うこと。

（福島農村振興局総務課長）

事業所等の人員については、各地方農政局の実員の実情及び事業所の業務量等を勘案の上、必要な人員を配置しているところであるが、事業の実施に必要な人員の確保に引き続き努めるとともに、現場の実態を踏まえた実効性のある業務の効率化、簡素化を推進し、事業執行に支障を生じさせないように努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

中途採用者についても業務経験等が浅いことから、新規採用者と同様の研修を行うこと。

（福島農村振興局総務課長）

中途採用者が職場に定着できるよう、若手職員と同様にOJTを含め計画的な研修による人材育成に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に、植物防疫所についてである。

物価が高騰しているとともに検疫業務が増加していることから、業務に必要な旅費・庁費予算を配分すること。

（望月消費・安全局総務課長）

業務運営に必要な予算については、令和8年度においても必要額を計上したところであり、業務に支障のないよう適切に配分してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

国際線航空便や外航クルーズ船の増加などにより業務量が増加していることから、欠員

を補充すること。

（望月消費・安全局総務課長）

欠員の補充については、新規採用者の確保に加え、経験者採用を実施するなど、欠員解消に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に動物検疫所についてである。

物価が高騰しているとともに、新規業務等が増加していることから、業務遂行に必要な庁費予算を確保すること。

（望月消費・安全局総務課長）

非常勤職員を含め業務に必要な予算額を計上したところであり、適切な予算配分を行い、動物検疫所全体として適切に業務遂行がなされるよう、対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

係留施設が老朽化し動物の輸入検疫に支障を生じることから、建替、修繕に必要な施設整備費予算を配分すること。

（望月消費・安全局総務課長）

施設整備に必要な予算額を計上したところであり、適切な予算配分を行うなど対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

慢性的な人員不足となっていることから、欠員を補充するとともに業務量に見合った人員を配置すること。また、歪な年齢構成となっていることから、中堅層職員の配置を求める。

さらに、獣医官対応が必要なことが増加していることから、獣医官の増員を行うこと。

（望月消費・安全局総務課長）

人員確保を図るため、新規採用者の確保、育児休業職員等の代替として任期付職員の採用に加え、経験者採用を行いその確保に努めているところである。獣医職については、新規採用に加え、経験者採用でも確保しているところであり、引き続き、欠員解消及び獣医職の確保に努めてまいりたい。

また、人員配置にあたっては、各部署の業務執行体制や業務量等を勘案しながら人員配置の調整を行うなど適切に対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

次に、漁業調整事務所についてである。

燃油等の高騰による予算不足により、現場海域への漁業取締船の派遣が出来ていないことから、取締業務に必要な予算を配分すること。

（水野水産庁漁政課長）

船舶運航費については、取締船の安全航行に係る経費（修繕費や物品役務費等）など、監督官や乗組員の安全を第一に、取締船の効率的な運航を図るために必要な予算を計上したところであり、適正な予算執行を図ってまいりたい。

（西山調査交渉部長）

漁業監督官は、漁業取締業務に加え刑事訴訟法及び被疑者監視の職務も担っていることから、一人乗船体制を解消し複数乗船体制に必要な人員を配置すること。

（水野水産庁漁政課長）

漁業取締体制を強化するとともに漁業取締時の安全を確保するため、複数乗船体制の確立を目指して、引き続き定員確保に努めてまいりたい。また、ここ数過年度に渡り、即戦力となる水産庁・漁業調整事務所の技術系・事務系（係長級）職員の採用に向けた公募（経験者採用）を行っており、令和8年度においても引き続き業務の実態に見合った人員の確保に努めてまいりたい。

（西山調査交渉部長）

総務部門の業務量が増加しており、欠員を補充するなど業務に必要な人員を配置すること。

（水野水産庁漁政課長）

漁業調整事務所の総務部門については、漁業調整事務所の組織運営を安定させるため、また業務の効率化等により職員の作業環境を整える重要な部署であるため、職員の適性を踏まえ配置しているところである。一方で、退職による欠員など早急に対応が必要な状況もあり、組織運営の安定のため、引き続き必要な人員を配置すべく人事企画に務めてまいりたい。

（関書記長）

4月以降の地方組織における業務運営の課題に対して、一定の見解が示されたところである。しかし、職場からは厳しい定員事情が続くなか、既存業務に加え、新たな基本計画に基づく農林水産施策への対応が求められていることから、今回示された見解に基づき、本省関係部局と各地方組織が十分に連携を図り、万全な対策・対応を講じていただきたい。

また、4月以降の円滑な業務運営に向けて、現場段階で改善を図る課題も多く出されていることから、

- ・ 業務運営にあたっては、各管理者が日常的に職員とコミュニケーションを図り、業務分担や業務計画の進捗状況を把握し、的確に工程管理や業務マネジメントを行うこと。
- ・ 新たな基本計画に基づく、農林水産を巡る諸課題に的確に対応するため、職員の意見を十分に踏まえ実効ある業務の見直し・効率化を行うこと。
- ・ 超過勤務の縮減にあたっては、厳格な勤務時間管理のもと、事前命令の徹底を図ること。また、上限時間の規制を完全に遵守した上で、実効ある超過勤務縮減対策を講ずるとともに、超過勤務手当は全額支給すること。さらに、勤務間インターバルをしっかりと確保すること。
- ・ 各分会から関係当局に対し、職場段階で円滑な業務運営を行うための要請書を提出するので、現場の意見を真摯に受け止め誠意を持って対応すること。

を強く求める。

(川本秘書課長)

本日の議論については真摯に受け止めさせていただく。

まず、業務運営全般については、管理職のマネジメントの下、適切なコミュニケーション等を通じて、業務運営状況を把握しながら、業務の見直し・効率化を着実に進めつつ、計画的な業務運営に取り組むこととしたい。

超過勤務については、人材情報統合システムを活用し、勤務管理者が職員個々の超過勤務の内容及び所要時間を事前に把握した上で、必要最小限の超過勤務とするよう、その必要性を見極めるとともに、やむを得ず超過勤務を命じる場合においても、事前命令を徹底しているところである。

また、勤務間インターバルについては、超過勤務の縮減や弾力的な勤務時間の割振り等を通じて職員の勤務間インターバルを確保できるよう努めてまいりたい。

最後になるが、改正基本法及び新たな食料・農業・農村基本計画による各種施策や農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するため、本省と地方機関が一体となって対応していく所存である。

(渡邊秘書課調査官)

以上をもって、令和7年度第3回労使間意見交換会を終了する。

以 上